

## 大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱（電子）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府が大阪府電子調達システムを用いて行う物品関係の条件付一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （実施対象）

第2条 この要綱の対象は、物品の購入契約で予定価格が160万円を超えるものに係る条件付一般競争入札とする。

### （公告）

第3条 大阪府総務部契約局長（以下「契約局長」という。）は、物品購入に関する入札情報を電子調達システム（<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>。以下「システム」という。）により公告する。

### （公告事項）

第4条 入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札の方法等
- (3) 入札参加資格
- (4) 入札参加資格確認申請手続及び技術審査資料の提出
- (5) 入札手続等
- (6) 電子入札執行及び契約担当部局の名称及び問い合わせ先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （入札参加資格）

第5条 条件付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札案件の公告日において、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の6第1項の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を有するもの。ただし、入札案件毎に公告する、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請受付期間において当該申請の受付を完了し、条件付一般競争入札参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者を含む。
- (2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）（開札日において有効な入札書を提出した中小企業者

の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）にあっては3者未満、特定品目以外の品目にあっては5者未満である場合は、中小企業者以外の者を含む。）

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条の第1項の再生手続き開始の決定を受け、かつ大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされたものを除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条の第1項の更生手続き開始の決定を受け、かつ大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされたものを除く。)でないこと。
- (4) 入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
  - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- (5) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、及びシステムを利用するための登録をシステムにより完了している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

#### （入札への参加）

- 第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定により公告する内容に従い入札参加資格確認申請をしなければならない。
- 2 前項の入札参加資格確認申請は、システムにより行わなければならない。

#### （入札の辞退）

- 第7条 前条第1項の入札参加資格確認申請をした者は、入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届をシステムにより提出しなければならない。ただし、一旦、辞退したときは、それを撤回し、又は再度当該申請を行うことができない。
- 2 入札締切時間を過ぎても入札書がシステムに到達していないときは、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

#### （入札参加資格の審査等）

- 第8条 契約局長は第6条第1項の入札参加資格確認申請を行った者について、大阪府

に登録されている情報に基づき、入札参加資格の一部についてシステムによる自動審査を行う。

- 2 前項に規定する自動審査の結果は、入札参加者に対し参加資格確認通知書をシステムにより交付することにより通知する。

(入札説明書及び仕様書等に対する質問)

第9条 前条第2項の参加資格確認通知書において、参加資格「有」の通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問をシステムにより行うことができる。

- 2 前項の質問に対する回答は、システムにより行う。

(入札参加資格確認申請書類等の提出及び事後審査)

第10条 入札参加者は、第4条の規定により公告する内容に基づき、契約局長が指定する日時及び場所に、必要な入札参加資格確認申請書類及び仕様書に適合した技術審査資料（以下「申請書類等」という。）を提出しなければならない。当該申請書類等を提出しない者の行った入札は、無効とする。

- 2 前項の規定により提出された申請書類等に不足又は不明瞭なものがあるときは、指定した期日までに追加資料を求めることがある。この場合において、これに応じない者がした入札は、無効とする
- 3 契約局長は、開札後、第8条第1項に規定する自動審査を行った入札参加資格の確認及びそれ以外の入札参加資格の審査を行う。

(誓約書の提出)

第11条 落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約締結までに提出するものとする。

- 2 落札者が前々項に定める期間内に前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(入札方法)

第12条 入札は、大阪府電子入札心得（物品関係）（以下「心得」という。）に基づき実施する。

- 2 心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第4条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札保証金等)

第13条 入札保証金は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置

- を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(入札結果の公表)

第14条 入札結果の公表は、落札決定後にシステムにより行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、心得及び入札案件毎に定める一般競争入札説明書による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月18日から施行する

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

2 平成26年1月15日以降に公告する入札案件で、平成26年3月31日までに契約の履行を完了するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

【別表】中小企業官公需特定品目

区分	品目名			
1. 織物	綿・スフ織物(タオル織物を含む。) 麻織物	絹・人絹織物 メリヤス生地等		毛織物
2. 外衣・下着類	制服(警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等) 労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう着、エプロン等)の作業外衣 スポーツ用外衣(スキーカー、スケート服、登山服、競馬服、野球服等) オーバーコート ドレス セーター シャツ	雨衣 ジャケット ズボン スカート スポーツシャツ ズボン下等(メリヤス製品を含む。)		
3. その他の繊維製品	1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) じゅうたん ハンカチーフ 日よけ 手ぬぐい のぼり 柔道着・剣道着等の和装製品 繊維製袋 網 マスク類	ネクタイ 寝具 ほろ等の帆布 ナプキン ひも類 たび 魚網 腕章	スカーフ テント シーツ どん帳 ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料 主として繊維製の帽子 ぐつ下 網地等	マフラー シート テーブル掛 引幕 手袋
4. 家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等) マットレス カーテンロッド等のカーテン部品 教壇	組スプリング カーテンロッド等のカーテン部品 金庫等	ブラインド 額縁 鏡縁	黒板
5. 印刷	機械(とっ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物 罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)			
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー ちり紙 書道用紙	京花紙 障子紙等	ティッシュペーパー 生理用紙	タオル用紙
7. 潤滑油	潤滑油(グリースを含む。)			
8. 事務用品	(1)筆記用具 鉛筆 マジックインキ 墨汁 万年筆 インキ 文鎮	ボールペン 吸取紙 消しゴム 付ペン(ペン先、ペン軸等) フェルトペン すずり	サインペン ペン皿 下敷 机上用マット 毛筆 絵画用品等	シャープペンシル 墨 机上用マット 毛筆 インクスタンド
	(2)事務用品 ナンバーリング ダイモテープライター 統計表示器 ソロバン 謄写版及び謄写用器具 鉛筆削り器 クリップ・ピン 名札	チェックライター 新聞架 印章 のり 画びょう 名札ホルダー	数取器 穿孔機 計算尺 印肉 製図用具 テープ等接着用具 ファイル等 写真現像用消耗品	ホッチキス パンチ スケール スタンプ 定規
	(3)事務用記録帳簿(印刷に入れるものは除く。)			
	便箋 記録カード 用紙 通帳 帳簿	封筒 カード 集計用紙 統計表類 給料袋	原稿用紙 ノート類 決算用紙 領収書 日誌	レポート用紙 バインダーリーフ 伝票 金銭出納帳 日報等

区分	品目名			
9. 台所・食卓用品	(1)調理用具 ほう丁 ざる 手持ちかん切り (2)料理用具 かま フライパン (3)飲食器 さら類 ボール類 (4)食卓器具 ピッチャ類 茶卓 ようじ入れ (5)食料貯蔵器具 米びつ 弁当箱 (6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類 はし箱 飲料用ストロー等	ボール しゃくし類 おろし器 なべ 玉子焼き器 わん類 酒器類等 ポット類 調味料入れ 飯びつ等 茶筒類 ジャー等 れんげ はし立て ポット はし 食事用紙製品(紙コップ・さら等)	洗いおけ しゃもじ 計量スプーン 湯沸し(鉄びんを含む。) コッフェル類 グラス・コップ類 盆類 ぜん 水筒 はし きゅうす類 せん抜き	水切り 皮むき器 計量カップ等 飯ごう等 はち類 きゅうす類 せん抜き 水筒 はし 清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。
10. 再生プラスチック 製製品	(1)くい、さく、支柱類 標識くい 線路表示くい (2)板、まくら木類 土止板 (3)公園施設類 ベンチ (4)土木建築用資材 U字溝	境界くい 工事用支柱 フェンス 街路樹支柱 溝ぶた	測量くい さく等 配管用まくら木等 公園のさく・くい 土管代用品	柵くい 遊ぎ具類等 住宅用資材等
11. 皮革・ゴム製品	ベルト及び帯革	靴類	鞄類	
12. 道路標識	道路標識類			
13. 車両	自転車			